

○ 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）

改正案	現行
（大量保有報告書の記載内容等） 第二条（略） 2 前項の規定による大量保有報告書には、当該大量保有報告書を提出すべき者（金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）を除く。）のために行う当該大量保有報告書に係る株券等（法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。）の売買その他の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者の名称、所在地及び連絡先を記載した書面を添付しなければならない。 （保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するものの） 第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。 一、十（略） （新株予約権証券等の換算）	（大量保有報告書の記載内容等） 第二条（略） （新設） （保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するものの） 第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等（法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。）とする。 一、十（略） （新株予約権証券等の換算）

第五条 法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。

- 一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数
- 二 新株予約権付社債券については、当該新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数
- 三 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数

四 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

五 投資証券等（令第一条の四第一号に規定する投資証券等をいう。以下同じ。）については、投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。）の社員の地位を含む。以下同じ。）の数

六 対象有価証券カバードワラントについては、次に掲げる当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションに係る対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数

イ ホ （略）

第五条 法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定めるところにより株式に換算した数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数とする方法

二 新株予約権付社債券については、当該新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数とする方法

三 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数とし、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数とする方法

（新設）

（新設）

四 対象有価証券カバードワラントについては、次に掲げる当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションに係る対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ ホ （略）

ヘ 投資証券等 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションにより取得することができる投資口の数 七 対象有価証券預託証券については、次に掲げる当該対象有価証券預託証券において表示される権利に係る対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数 イホ (略)	(新設) 五 対象有価証券預託証券については、次に掲げる当該対象有価証券預託証券において表示される権利に係る対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法 イホ (略) (新設)
ヘ 投資証券等 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である投資口の数 八 対象有価証券信託受益証券については、次に掲げる当該対象有価証券信託受益証券の受託有価証券である対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数 イホ (略)	六 対象有価証券信託受益証券については、次に掲げる当該対象有価証券信託受益証券の受託有価証券である対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法 イホ (略) (新設)
ヘ 投資証券等 当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口の数 九 対象有価証券償還社債については、次に掲げる償還を受ける対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数 イホ (略)	七 対象有価証券償還社債については、次に掲げる償還を受ける対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法 イホ (略) (新設)
2 法第二十七条の二十三第四項に規定する発行済株式の総数又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める数は、発行済投資口の総数とする。 (株券等保有割合に加算しない有価証券)	(新設) (株券等保有割合に加算しない有価証券)

第五条の二 法第二十七条の二十三第四項に規定する株券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 (略)

二 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものの

三 投資証券等

四 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券、投資証券等又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものに係る権利を表示するもの

五 有価証券信託受益証券で受託有価証券が株券、投資証券等又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの

(変更報告書の記載内容等)

第八条 法第二十七条の二十五第一項及び第三項並びに第二十七条の二十六第二項(第三号に掲げる場合に限る。)及び第五項の規定による変更報告書を提出すべき者は、第一号様式により当該報告書を四通作成し、財務局長等に提出しなければならない。

2 第二条第二項の規定は、前項の規定により変更報告書(法第二十七条の二十六第一項の規定によるものを除く。以下この項において同じ。)を提出する場合に準用する。ただし、この項の規定により準用する第二条第二項に規定する書面(以下この項において「添付書面」という。)が、第二条第二項の規定により当該変更報告書に

第五条の二 法第二十七条の二十三第四項に規定する株券その他の内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 (略)

(新設)

(新設)

二 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものに係る権利を表示するもの

三 有価証券信託受益証券で受託有価証券が株券又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの

(変更報告書の記載内容等)

第八条 法第二十七条の二十五第一項並びに第二十七条の二十六第二項(第三号に掲げる場合に限る。)及び第五項の規定による変更報告書を提出すべき者は、第一号様式により当該報告書を四通作成し、財務局長等に提出しなければならない。

(新設)

係る大量保有報告書に添付された書面又は当該変更報告書の直前に提出された変更報告書（当該大量保有報告書に係るものに限り。）に添付された添付書面と同一の内容である場合には、この限りでない。

（重要な事項の変更から除外されるもの等）

第九条の二 令第十四条の七の二第一項第五号に規定する軽微なものとして内閣府令で定めるものは、同号イからホまでに掲げる契約の締結又はそれらの内容の変更があつた株券等の数を、当該株券等の発行者の発行済株式の総数又は発行済投資口の総数に当該保有者及び共同保有者（令第十四条の七の二第一項第一号に規定する共同保有者をいう。以下同じ。）の保有する当該株券等（第五条の二各号に掲げる有価証券を除く。）の数を加算した数（以下この条において「発行済株式総数等」という。）で除して得た割合が百分の一未満のものとする。

2・3（略）

（重要な事項の変更から除外されるもの等）

第九条の二 令第十四条の七の二第一項第五号に規定する軽微なものとして内閣府令で定めるものは、同号イからホまでに掲げる契約の締結又はそれらの内容の変更があつた株券等の数を、当該株券等の発行者の発行済株式の総数に当該保有者及び共同保有者（令第十四条の七の二第一項第一号に規定する共同保有者をいう。以下同じ。）の保有する当該株券等（第五条の二各号に掲げる有価証券を除く。）の数を加算した数（以下この条において「発行済株式総数等」という。）で除して得た割合が百分の一未満のものとする。

2・3（略）